

情報広場

11月は男女共同参画推進月間です！

男女共同参画社会の実現については、内閣府において、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけ、様々な分野での男女共同参画社会の形成に関する施策の促進を図っていくことが重要であるとしています。

このため、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動の両立、⑤国際的強調の5本柱の基本理念の下、男女共同参画社会づくりの推進に取り組んでいます。

特に最近では、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を重要な課題としており、企業や民間団体、関係府省、地方公共団体などの連携のもとに様々な取り組みを実施しています。

「ワーク・ライフ・バランス」の実現は、国民の皆さん一人ひとりが望む生き方ができる社会の実現にとって必要不可欠です。11月の男女共同参画推進月間では、県や市町村のイベントに積極的に参加していただき、男女共同参画の推進に加え、あなたの身近な「ワーク・ライフ・バランス」について考えてみてはいかがでしょうか。

■男女共同参画推進月間とは・・・

県では、職場や地域、家庭などにおける男女共同参画への関心と理解を深め、様々な活動が積極的に行われるよう、県男女共同参画推進条例に基づき、毎年11月を男女共同参画推進月間と定めています。

市町村においても、11月に様々なセミナーやイベント等を予定しており、各分野への普及啓発を行います。

平成22年度 ハーモニートップセミナー

ワーク・ライフ・バランスで

組織活性化，生産性向上を実現！

トップが変われば
組織が変わる


● 講演 ワーク・ライフ・バランス

～私は仕事も家族も決してあきらめない～

講師 株式会社東レ経営研究所 特別顧問

佐々木 常夫 氏

●ハーモニー功労賞 表彰式（男女共同参画のために先駆的な実績を残した個人、団体、事業所）

➡ 申込書は 
こちらから

日 時 平成22年11月24日（水）13:30～15:30

会 場 茨城県市町村会館 講堂

対 象 企業経営者、各種団体のリーダー、市町村長など各界のトップ

<お申込み・お問い合わせ先>

茨城県知事公室女性青少年課 男女共同参画担当

〒310-8555 水戸市笠原町978番6


TEL：029-301-2178 FAX：029-301-2189

E-mail：iose1@pref.ibaraki.lg.jp

女性プラザ
男女共同参画支援室
からのお知らせ

保険とお金の上手な付き合い方

～自分の保険を自分で見直す～

申込書は 
こちらから

契約している保険はこのままでいいのかしら？ 無駄に保険料をはらってないかしら？
今更さけない保険の基礎知識や疑問について、ファイナンシャルプランナーが丁寧にお答えします。

日 時 平成22年11月17日(水) 13:30～15:30

講 師 (有)アーツプランディア代表取締役 ファイナンシャルプランナー
郡司 敦子 氏

場 所 女性プラザ男女共同参画支援室

受講料 無料

募集人数 30名(先着順)

＜お申込み・お問い合わせ先＞

女性プラザ男女共同参画支援室

〒310-0011 水戸市三の丸1-7-41

いばらき就職支援センター3階

TEL: 029-233-3982 (お電話) FAX: 029-233-1330

・水戸駅から日立方面に向かっ
て徒歩約10分。
・車でお越しの方は三の丸庁舎
(旧県庁舎)の駐車場をご利用
ください。無料利用券をお
渡しいたします。



平成22年11月12日(金)から11月25日(木)は

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。



女性に対する
暴力根絶のための
シンボルマーク

暴力は誰に対するものであっても許されるものではありません。特に配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春・人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するもので、男女共同参画社会を実現していく上での重要な課題です。

配偶者暴力支援センターや警察に寄せられる配偶者からの暴力相談件数は年々増加しています。「女性に対する暴力をなくす運動」は、こうした女性に対する暴力の根絶に向けて、11月12日から25日の間、意識啓発に取り組もうという運動です。この機会に女性に対する暴力や女性の人権について改めて考えてみましょう。

配偶者からの暴力に関する相談	婦人相談所(配偶者暴力支援センター) 029-221-4166(平日9:00~21:00, 土日祝日9:00~17:00)
	県警察本部「女性と家庭の相談室」 029-301-0110 及び各警察署
	NPO 法人ウィメンズネット「らいず」 0294-36-5260(月 13:00~16:00) 029-222-5757(水・金 10:00~16:00)
性犯罪に関する被害についての相談	県警察本部性犯罪被害者相談「勇気の電話」 029-301-0278(平日8:30~17:30)
つきまとい・ストーカー行為の被害についての相談	県警察本部「女性と家庭の相談室」 029-301-0110 及び各警察署
職場におけるセクシャルハラスメントについての相談	厚生労働省茨城労働局雇用均等室 029-224-6288(平日8:30~17:15)
上記の犯罪等による被害の未然防止についての相談	警察安全総合相談センター 029-301-9110(平日8:30~17:30)